改正後

目次
第一章　（略）
第二章　（略）
　第一節　（略）
　第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条の二）
　第三節　（略）
第三章　（略）
第四章　登録事項の証明等
　第一節　登録事項の証明等に関する請求（第七十八条・第七十九条）
　第二節　登録事項の証明等の方法（第八十条―第八十二条）
　第三節　登録事項証明書における代替措置
　　第一款　通則（第八十三条―第八十九条）
　　第二款　代替措置（第九十条―第九十五条）
　　第三款　公示用住所の変更（第九十六条）
　第四節　手数料（第九十七条・第九十八条）
附則
（帳簿）

第十条　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一～五　（略）

六　申出関係書類つづり込み帳

（申出関係書類つづり込み帳）

第十四条の二　申出関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出（第八十五条第一項に規定する代替措置等申出をいう。）に関する書類及び代替措置申出の撤回（第九十五条第一項の規定による撤回をいう。）に関する書類をつづり込むものとする。

第三節　雑則

（添付書面）

第十九条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十四条第一項、第二十六条第二項、第八十五条第四項第一号、第九十一条第四項、第九十四条第三項第一号及び第九十五条第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六～八　（略）

２・３　（略）

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十四条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第二項、第八十五条第四項第一号、第九十一条第四項、第九十四条第三項第一号及び第九十五条第四項第一号において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

２　（略）

改正前

目次
第一章　（略）
第二章　（略）
　第一節　（略）
　第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条）
　第三節　（略）
第三章　（略）
第四章　登録事項の証明等（第七十八条―第八十四条）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
附則
（帳簿）

第十条　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

第三節　雑則

（添付書面）

第十九条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十四条第一項及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六～八　（略）

２・３　（略）

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十四条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第二項において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

２　（略）